

---

令和4年大和町議会6月定例会議会議録

---

令和4年6月6日（月曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	野 田 実 君
まちづくり 政 策 課 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	村 田 充 穂 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 眞 琴		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時58分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

おはようございます。

定刻前でございますが、皆さんがおそろいですので、本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番馬場久雄君及び16番大須賀 啓君を指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

6月3日に引き続き、順番に発言を許します。

8番千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

皆さん、おはようございます。一般質問最終日の最初の質問をさせていただきます。

1件2要旨になります。

1、婚活への取組と今後の施策について。

内閣府は、地域少子化対策として、2014年度から自治体による婚活や新婚生活への支援、子育てしやすい社会の雰囲気づくりに補助金を出しております。

しかし、結婚数や出生率は下げ止まらない状況です。補助金割合をこれまでの2分の1から3分の2に引き上げておりますが、今まで以上の本腰を入れてきたというふうに捉えられます。本町も同じと言えると思います。一方で、婚活は少子化対策だけでいいのかという思いもあります。

以下について伺います。

1、時代の移り変わりがあると思うが、現状まで施策の評価をどう捉えておりますか。

2、現状の婚活は地域少子化対策を重点としております。しかし、今後は、孤独や貧困といった社会問題の解決策となり得る可能性があると思います。事前セミナーなど成婚の手助けをしておりますが、人生100年時代と言われる中、寄り添うことの楽しさや安心感を広めるための啓発セミナーも行ってはいかがですか。さらに、参加年齢を引き上げては。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。今日もよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの千坂議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、本町の婚活への支援に関しましては、農業後継者結婚支援として昭和51年に相談所が開設したのが始まりとなります。ほぼ同時に、黒川地区後継者対策推進協議会が発足され、農業後継者に重点を置いた結婚対策から、郡内町村の農業委員会と農業協同組合で構成し、その後、郡内商工会も構成に加えて現在に至っております。

本町の結婚相談所も、農業委員会でその事務を担当し、専門の結婚相談アドバイザーを委嘱し、相談、情報提供、結婚相手の紹介を行ってきました。その後、平成27年度に実施した組織再編の際、結婚支援を必要とする方が農業後継者だけのものではないということから、全ての町民の皆さんを対象とした結婚対策への移行のため、農業委員会から総務課へと所管を変更し、事業を実施しているところであります。

また、結婚相談所に関しては、平成31年度に黒川地区後継者対策推進協議会へ移管し、黒川地域4市町村と2団体の広域での相談所として活動しております。

総務課への移管後、平成28年度から毎年婚活イベントを開催し、結婚を望んでいる男女の出会いの場の提供と、交際、結婚までのサポートを行っております。

1 要旨目の施策の評価といたしましては、平成15年度から平成26年度までの相談所への登録者の成婚が26人、平成27年度以降の相談所登録者の成婚が16人、婚活イベントでカップルとなった方の成婚が2組となっており、一定の成果を上げていると考えております。

また、令和2年度に事業を開始しました縁結び応援団も、身近な結婚支援者を養成するものでございますが、この事業も、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、研修会などの活動も十分とは言えない状況ではあります。今後、応援団、登録者間の意見交換なども含め、活発に行ってまいります。

次に、2要旨目の少子化対策だけではない婚活の内容の拡大、対象年齢の引上げにつきましてお答えをいたします。

本町の婚活イベントも成功に導き、出生数の増加、定住というものを見込んだものであります。本町でも、過去に国の地域少子化対策重点交付金を活用して婚活イベントを実施したこともございますが、条件が合致しない場合もあり、近年は町単独費用での実施としております。

交付金の事業としましても、結婚、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくりや、コロナ禍において孤立しがちな子育て世帯の状況を踏まえた取組が主なものとされております。

現在、町が行っております婚活パーティーの参加要件は、男女とも25歳から45歳までとしておりますことは少子化対策を見越したものとなっておりますが、議員が質問されておりますことにも対応していかなければとも考えております。パーティーへの参加年齢を引き上げることは難しいところではございますが、そういった方も結婚相談所への相談に見えられるとも伺っておりますので、さらに周知を図ってまいります。

以上です。

議長（高平聡雄君）  
千坂博行君。

8番（千坂博行君）

答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

1要旨目になりますが、農業委員会、農業の後継者というところから始まったというところから、そこから、農業関係だけじゃないよということで総務課に移管されて、という内容でございました。

全くそのとおりだと思いますし、個人的にも、私が小さい頃、おばが独身の頃は、よくお見合いの話を持ってきてくれたりというところから始まっているのかなという、それも昔の婚活だと思います。ただ、最近ちょっと様相が変わってきているというのは、やっぱり私個人的には思っているところでもあります。

成果としてもいろいろ挙げていただきました。16人とか26人といった成婚がされているという内容でございました。背景として、やっぱり婚活、いろいろ、私もちょっと紹介したいというところもあったりもしますけども、なかなか難しいですね。今と昔で違ってくる背景というのでは、望んで独身でいるという方もいるし、結婚したいんだけどできないなという、諦めている方もおられると思います。

その中で、婚活のイベントに参加する人としらない人といういろいろ分かれておりますので、そこは個人の問題と言えばそのままなんですけども、我々若いときはいい年して、と言われるところがよくありまして、独身でいたのか、とか周りの方が言われていまして、最近、私も親ですけども、親世代も何かあんまり言わなくなっているのかというのがあります。たまたま、うちは長男はもう結婚していますけども、次男、三男もお相手の方を連れてきたりとかというのがありますので、その辺は心配していませんけども、そういった社会情勢の違いというのもあると思いますが、それを捉えて、町長、今のやり方といいますか、多様性という意味で、方向性、このまま行くのかというところをお伺いしてもよろしいですか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

方向性ということは、この婚活事業についてということでしょうか。基本的には、婚活ということですから、男女の出会いの場というのをつくるということが一番だと思っております。

お話のとおり、以前には、農業の後継者が少ないとか、あるいは商業の後継者が少ないとかという形で、こういった制度といいますか、勧めがあったところです。今、結婚に対する考え方も随分変わってきているということで、お話のとおり、いろんな考え方があるものですから、こうすべきだという方向、あれはないのかもしれませんが、ただ、求めている方がおいででありますし、結婚ということについての出会いといいますか、そういったことを期待している方も大勢おいでだと思いますので、方向性といいますか、それにつきましては、そういった出会いの場の提供といいますか、そういったことは、その方向は変わらないというふうに思っておるところでございます。



議長（高平聡雄君）  
千坂博行君。

8番（千坂博行君）

そうですね。いろいろな考え方がありますし、やっぱり個人の問題でもありますので、そこは私も同じだと思っています。

1要旨目のほうは、詳しく答弁いただいていますし、方向性も確認できましたので、2要旨目のほうに進んでいきたいと思いますが、なかなか、望んで独身という方は、別にこれは問題ないのかもしれませんが、問題は、結婚したいんだけどもできないなという方々というのが、やっぱり何とかしてあげたいなというところだと思うんです。

その中でやっぱり問題点というと、これ、東大研究チーム論文発表というのがあって、背景に男性の低収入とかそういったところで、結婚したいんだけども経済的な理由でなかなか踏み切れないというところがあったり、そういう意味では、例えば非正規労働者と言われる方々、全体でいえば、私の見た資料ですと大体37%前後になっております。年齢的に言うと、25歳から34歳という年齢の方が22.4%、35歳から44歳が14.5%というふうに思われます。これは全国平均ですので、もしかしたらこの辺はもっと高いかもしれません。

私もアルバイトとかもしていますけども、若い方が結構いますね。子育て世代だなと思われる方も結構います。将来不安だろうなという話になったりもします。そういう中で、やっぱり独身の方もそれなりに多いです。やっぱり経済的な不安というのは拭い去れないというところでもあると思います。

そんな中、2要旨目で言いますが、孤独や貧困といった意味で、1人で暮らすよりは2人のほうが、経済的な要因だったり、支え合うというところも大きいと個人的に最近思うところがあります。

もちろん、私の同級生なんかでも独身の方はおりますよ。おりますけども、でも、どういう考えかというのはよくよく話したことはないですけども、個人的に思うのは、やっぱり1人より2人のほうが生活が楽しいだろうなというふうに、個人的には思っているんです。

その辺、これも個人の価値観ですのでいろんな意見があると思います。町長はどういうふうに感じられますか。

議長（高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

一般論としてですか、私個人としてということですか。一般論とすればいろんな考え方があってと思いますので、それぞれの人の考え方の中で、個人も、あと一緒にいるということもあるというふうに思っています。

私だったらという話になると、私は独りはなかなかつらいので、家族がいたほうが安心できるというふうに思っています。

議 長 （高平聡雄君）

千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

町長も1人よりは2人ということで、私も本当にそう思っています。そういう人も、やっぱり結婚した方だったらそういうふうに答える方はすごく多いんじゃないかなと個人的には思っています。そういう意味でも、1人より2人というところで、経済的にもやっぱり全然違うと思うんですよね。

なので、やっぱりそういう意味でも、結婚を望んでいる方にはぜひ結婚していただきたいと思う中で、婚活の中で結構今話題になっているのが、婚活アプリに登録して、それでマッチングするというのが非常に今注目があって、例えば、山元町は県のAI婚活登録に助成金を出している、というようなところもあります。これは調べると、結構いろんなところでも県の婚活に乗かってそれに助成金を出しているところがあるんですよね。

登録内容からすれば、プロフィールだったり、どうしてもやっぱり年収とかいうのが出てきますし、これを人がやろうとすると個人情報になっちゃうんですよね。なかなかうまくいかないですよ、そうすると。今の人たちは登録するほうが慣れていると、いいですか、そういう意味では取っかかりやすいというところがある。これも全員が全員とは限りませんよ。背中を押してくれる人がいたほうが私はいいいという方もいるとは思いますが、しかし、そういうふうに自分で登録してやったほうが楽だという人もいると思うんです。個人情報が出ないという意味では、最終的には分かりますけどね。それでも、最初の取っかかりとすればそういうところもあるというふうに思います。

どっちがいいという問題じゃなくて、そういう選択肢もあるんですよという意味で、私はどっちもやったほうがいいのではないかなとは思うんですけども。町長、そういうのはどうですか。ご存じだったのか、それとも、興味というか、そういうところに関心があって今後というような思いがあるのか、お伺いします。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
いろいろ今、世の中にそういった紹介をするシステムと申しますか、あるというの  
は存じております。あと、県のほうでその設計をやっておりまして、知事も積極的に  
登録しましょうというような話もされております。

方法としては今こういう時代ですので、ご紹介で会う方法もありましょうし、また  
自分でそういったやり方を通じてやるという方法もあると思いますので、それは今の  
時代ですから、そういった新しい方法も取り入れながらそういった事業を進めるとい  
うことは、いいことだというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

やり方はいろいろありますので。その中で、本当にそれは個人の選択になると思  
いますので、それはいいとは思いますが。私もそう思います。

2 要旨目の中で、私が書いている中で、人生100年時代というところで、もうこれ  
皆さんどう思うか分かりませんが、私はそうなってくると思うんですよ。現実味  
があるというふうに私は考えているんです。

そういった意味では、やっぱり1人というか孤独というのは、好む人もいれば、い  
ない人もいると思うんですが、好まない人が孤独にいるというのはやっぱり大変だな  
あとも思うし、人生100年時代とはいえ、健康的にずっと100歳まで生きられるかとい  
うとなかなか難しいと思うんですね。そういった意味での支え合いというのは必要に  
なってくると思いますので、そういったときに身近に人がいるというのはすごく大事  
なこと。

そういう意味で、やっぱり婚活というのはすごく、望んでいる人にとっては進めていきたいというふうに思うところでもありますので、どうですか、バリエーションを広げるという意味で、県の例えば婚活登録なんかにもちょっと乗っかってみるというようなお考えというのはございますか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

県の今そういったものを行っているというのは、そちらで進んでいるわけですので、それを否定するとか何もないわけですし、積極的にご利用いただければと思います。

乗っかるという表現でしたが、例えば補助金とかというお話、登録料の補助とかそういったところであれば、そういったこともやっているところもありますので、一つの方法だと思いますけども、今、町のほうでやっているような、婚活といいますか相談所、ずっと長くやっていただいているベテランの先生がおいでで、本当に丁寧に、紹介とかあるいはそういった出会いの場のセッティングとかやっております。

それで年齢幅も、先ほどもちょっとお答えしているところですが、随分そういった幅も広がっていつてきているというのもありますので、あんまりそばだとやりづらいといいますか、そういったこともあるかもしれませんが、あの先生の場合は、ご存じのとおりいろんな広くやっていただいておりますので、ああいった形のPRも町として、年代的にどうしても婚活といいますとある程度の年代とってしまうところがあると思いますので、そういったものについてもっと幅広く、高齢の方々のご相談も受けられるというような、もう今相談も来ているという話もありますので、そういったことの周知も強めていければというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

そうですね。年齢層はやっぱり上がってきておまして、私を見たデータで言いま

すと、成功率が一番高いのは50代だそうです。50代が一番多いというところで、経済的な余裕だったりが出てくる年代になってくると、やっぱり、1人でのよりほというふうなほうの考え方というのは変わってくるのかなというふうに個人的には思ったりもしております。

これ、山元町の場合は、県の登録料全額1万1,000円助成するとか、ほかのところでも6,000円だったりとか5,000円だったりというところもありますけども、そういうのもやっておられる。

県の場合は、20歳から49歳までだったかな。大和町よりもちょっと高めではありますけども、それでも、ほかの一般のそういうマッチングサービスといいますと、やっぱり50代ぐらいが一番多いという意味で、そういうニーズもあるというところでもあります。

要するに、こう言うのは語弊があるかもしれないですけども、子供を産んでいただいて人口を増やすというだけじゃなくて、福祉の観念、概念というか視点から見ても、そういったところは、やっぱり町の福祉としても今からは必要じゃないかなと。今からですよ。今から必要じゃないかなと思うんですが、町長、どうのご意見があるか、お伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人生100年時代ということで、非常に皆さん長寿で、そういう時代になってくるとのこと。それで長生きしている中の充実した人生を送ることだというふうに思います。そのために、伴侶といいますか、そういった方がいることによる効果といいますか、そういったものが大事だということだと思います。

いわゆる今までの婚活といいますか、そういった形とは違った形の、人生を豊かに全うするための手当ということだと思いますので、そういったことは必要だというふうに思います。やり方については、いろんなこういう表現がいいのか、はあると思いますけれども、ご紹介をするなり、出会う機会といいますか、そういったものを設けるとか、高齢者の方ですね、そういったことの対応もこれからは、町、婚活という言い方は違うかもしれませんが、必要といいますか、大事なことになるんだろうなというふうに思います。

今、地区でいろんな集まりとかやってもらっておりますけども、それはある程度地域限定というふうになってまいりましょうし、幅広くそういったことができるような何か取組というんですか、そういったものは、これからは、こういった時代ですので、いろいろ考えていっていかねばいけない大事な施策の一つではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

そうですね。非常に大事なことでもありますし、高齢化が次々進行していく中、やっぱり皆さん幸せに生活していただきたいというのも、誰しもが思っていると思います。

今後、やっぱり年齢層という意味では、まだまだ、子育てというか、人口を増やすだけじゃなくて福祉の観念っていうところからも、ぜひちょっと今後さらに進化していったものにしていただきたいと思います。

最後に総括で一言お願いします。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、いろいろ婚活とか活動もやっているわけがございますけども、いずれその人それぞれが、その人の考え方はもちろんあると思いますが、幸せな人生を送るための基礎づくりといいますか、そういったことだというふうに思っております。

年代層はいろいろあると思いますけども、そういったものにつきましては年代層関係なく、同じ目的があるわけがございますので、こういった高齢化の時代になってくれば、これまでと違ったといいますか、これまでのものにプラスして、そういった高齢者の方も豊かに暮らしていけるということについての考え方というのは非常に大事になってくると思いますし、その一つの方法として、議員さんがお話しになっているような機会をつくるといいますか、そういったことも大事なものになっていくんだろうなというふうに思っております。

いずれ、まちづくりにつきましては、当然お一人お一人が豊かな人生を安心して送れるということでございますので、そういったことも含めて今後取り組んでいきたいというふうに思います。

議 長 (高平聡雄君)  
千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)  
以上で一般質問を終わります。

議 長 (高平聡雄君)  
以上で千坂博行君の一般質問を終わります。  
2 番児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)  
それでは、私からは2件6要旨で質問いたします。  
1 件目です。図書館こそ必要。  
にぎわい創出プロジェクトが予定する、住民ニーズを取り入れた図書館機能を有する多目的施設の整備について、町長のお考えを伺います。  
1 要旨目、町長が長年温めてきた町立図書館整備との間にそこはないか。  
2 要旨目、公共施設等総合管理計画策定の目的に沿うか。  
3 要旨目、図書館機能を有する多目的施設は、図書館法第2条の定義を満たす図書館か。  
以上です。

議 長 (高平聡雄君)  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。  
初めに、1 要旨目についてでございます。  
図書館等の整備につきましては、平成28年に大和町第四次総合計画の改定の際に位

置づけたもので、現在、町が検討しております図書館機能を備えた多目的施設等の整備事業におきましても、図書館としての機能を備えることがまずは大前提であり、その点におきましては、当初位置づけたものとそごはないと考えております。

次に、2 要旨目の、公共施設等総合管理計画策定の目的に沿うかについてお答えをいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年4月に策定し、計画期間は令和28年度までとなっておりますが、総務省の要請によりまして現在見直し作業を進めております。

本計画の対象施設につきましては、既存の道路、公園及び上下水道などのインフラ施設のほか、役場庁舎や小中学校などの公益施設が対象となっております。本計画の策定後に整備された施設や、今後計画される施設につきましては未掲載となっております。

なお、本計画におきまして、平成26年度から令和36年度——これは2054年度ですが、までの40年間の総事業費、維持費、大規模改修等ですが、につきましては、約1,130億円の試算となり、年間平均では約28.2億円となっております。一方、本計画策定前の平成24年度から平成28年度までの5か年度の投資的経費の年間平均額は、約9.6億円となっておりますので、今後は、各施設の更新時期を迎えますことなどから、毎年、今までより18.6億円が増加するという、試算上でございますが、そういった試算になっております。

さらに、国内では人口減少時代が到来し、本町におきましても、大和町第五次総合計画による本町の将来人口を見ますと、令和37年、2055年には2万4,866人まで減少すると想定されており、町税や地方交付税の減収のほか、2025年問題に伴います扶助費が増加するなど、財政状況は年々厳しくなることが予想されておりますことなどから、本計画では、公共施設、建物の総延べ床面積を令和28年、2046年までに10%削減するという目標を掲げておりますので、新たな公共施設を計画検討する際などにつきましては、近隣施設との統廃合の可否や、施設規模を十分に検討して進めていくことが重要になると考えております。

3 要旨目についてであります。

図書館法第2条では、「図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体の設置するものを公立図書館という」と規定されております。



1項目でもお答えいたしました。現在検討を行っております図書館機能を備えた多目的施設等の整備事業は、法及び事業等に即した図書館としての機能を備えた施設整備が大前提であると考えております。

当該施設は、新たな拠点として活用が図られる図書館としての機能のほかに、皆が集い、憩いの場やコミュニティーの場としての利用を促進し、ひいては新たなにぎわいを生む場となるよう整備しようとするものです。

なお、施設整備とにぎわい創出は行政だけで進めるものではなく、地域住民の方々のお声をお聞きすることは非常に重要と考え、旧奥州街道沿線の住民の方々や商店主の方々の思いもお聞きしたいと考えておりますので、今後、そういった方々と懇談する機会等を持ちながら、基本構想等に結びつけていきたいと考えております。

議 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

大変明確なビジョンのご答弁をいただきました。

それでは、基づきまして再質問を開始いたします。

1要旨目から入ります。まず、町長に、にぎわい創出プロジェクトの重要性、これを改めて確認させていただきたいと思えます。

にぎわい創出プロジェクトは、町の将来像を支える3つの基本方針、そしてその3つの基本方針をさらに細分化した19ある分野別施策、そのうちの6分野、6つの施策に関わっております。その6つの施策は3つの基本方針全てに関わっています。

すなわち、そのにぎわい創出プロジェクトが第五次総合計画全体に関わる、にぎわい創出プロジェクトの推進が、第五次総合計画の進捗に大変重要な影響を及ぼすプロジェクトであるということを理解しておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のとおり、にぎわいにつきましては大変重要な位置づけというか、まちづくりにおきまして大事な部分だというふうに思っております。総合計画、様々な重要分野

をもって、皆さんのご意見をいただきながらつくり上げておりますが、大事な大きなポイントになるというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

非常に重要な大きなポイントであるにご答弁をいただきました。

ちょっと大きな質問から入ってしまったんですけども、今回の一般質問を通して、同僚議員の質問の中の答えで、私の胸に深く刺さった言葉があります。

町長、図書館のことで、これは町長の所感だと思うんですけども、一言、図書館を表して「知の文化」という言葉を発せられました。もう少し詳しく、私、その「知の文化」というもの、どういうふうに町長が図書館の存在価値というものを考えてそのようにおっしゃったのか、もうちょっとだけ詳しくお話をこの機会にお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

図書館について「知の文化」という発言をさせてもらいました。以前にそういったご意見もあったところでございまして、図書館というものについていろんな考え方があるんだというふうに思っておりますけれども、やはり、図書館というか本というんですか、について、非常に大事なものだというふうに思っております。

いろんな経験とかそういったものについて、本につきましても、人間ができる決まり切った知識以上のものを得ることができる、あるいは、そういったことで新たな考えを持つことができる、経験できないことを経験して、それを糧に人間が成長できる、そういったことができるということで、非常に大切なものだというふうに思っております。

そういったものが本の、集まっているといいますか、そこはそういった知識の宝物といいますか、そういったところだと思っております、今もまほろばに図書室を設けておりますけれども、ああいったものについては、多くの方が利用できるものと、

そういった文化の知識を得る材料を町として提供する場というふうにもなるというふうに思っております。

これは、大和町の町民だけということではなくて、多くの方に利用してもらおうということがあると思いますけども、図書館に対する思いというのは、文化というのはそういったことで、無限に知識を得ることができるといいますか、自分の可能性を探ることができるといいますか、そういった場でもあるというふうに思っております、そういった意味で非常に大事な施設ではないかというふうに私は思っております。

議 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

ちょっと本の抜粋を持ってまいりました。岩波新書なんですけども、竹内愨という方が著した「生きるための図書館 一人ひとりのために」という書籍であります。ちょっと読ませていただきます。

「公共図書館は、乳幼児から高齢者に至るまで、その人に適切な、感じたり、考えたり、行動したりするときの手がかりになる材料を提供して、その人が、自分の力で物を考えることを支援する機関です。それは、一人一人が、読む力を育て、必要な知識や情報を自分で探し、物事を判断するようになること。つまり、人の成熟と、成長とに関わる仕事であり、その点で広い意味での教育に関わります。」という一節があります。私、ここに深く感銘を受けたんですけども、今の町長のご答弁、まさにそのとおりだと思います。

日頃、町長がおっしゃっている町民主役のまちづくり、今回の図書館構想、にぎわいプロジェクトは、まさにそういった内在的な町民の心のにぎわいというか、成長というか、そういうものも引き出す狙いというのが町長にあるのではないかと、町民主役のまちづくりの実践の場というものをつくりたいというお気持ちがあるのではないかと推察いたしますが、町長、1要旨目の最後にお考えをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

児玉議員のように立派な言葉でなかなか表現できなくて申し訳ないんですが、おっしゃるとおり、大変、私の気持ちを言ってもらったような気がしてありがたいと思っています。

図書館につきまして、そのとおりにぎわいの根本になるというふうにも思っております。図書館というと、どうしても勉強だけをするといいますが、そういったイメージがあるかもしれませんけれども、最近の図書館と言ったら変ですけども、滞在型といますか、そういったこともあるわけでございまして、おっしゃるとおりの、にぎわいの根底になるものといいますが、そういったものがあるというふうに思っています。

ちょっと私の言い方がまずかったのかもしれませんが、機能付きのというような表現をしてしまったので、かえって皆さん方にいろんなクエスチョンマークを与えてしまったというようなこともありまして、ちょっとその辺は言葉が足りなかったことは申し訳なかったと思いますが、そういった滞在型の図書館で、そして、皆さんがそこに集える、そういったことによって交流も生まれるというような、基本的なことを一番あれなんですけども、そういった思いがあるところでございます。

議長（高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番（児玉金兵衛君）

それでは、2 要旨目に移ります。

ご答弁にもありましたとおり、これから年間、公共施設の維持管理料を丁寧に優先順位づけをして、かかる負担を将来に向かって平準化したとしても、ご答弁にありますとおり、毎年18.6億円という巨額な金額を何とかやりくりして、財政不足をやりくりして乗り切っていかなきゃいけないという、そういう状況の中にあって、その解決方法の一つとしてその施設の総量の減縮目的、いわゆる10%削減というものを、これから断腸の思いでそれも進めていかなきゃいけない。

私がここで申したいのは、そういう厳しい財政の中で、広い大和町に多々ある公共施設を維持していく、その流れを乗り越えていくような価値のある、必要性のある、そして、それがあからこそ大和町全域が輝いていく、発展していく、大和町全体に波及効果を及ぼすような、そういう施設であらねばならないと。出来上がる施設はそういう価値のあるものであらねばならないと私は考えておりますが、町長のお考えを

お聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のとおり、これからは維持管理、そういったものが非常に大変になってくる時代になってまいります。

これから造る施設というものにつきましては、図書館機能を持つ施設もありましょうし、これからいろいろ出てくるというふうに思っておりますけども、おっしゃるとおり、スクラップアンドビルドという形での進めをしていかなければいけません。

そういった意味におきましては、造るほうにつきましても、これまでもいろいろ精査はもちろんやっているんですが、これまで以上により厳しい精査をしながらの必要性、あるいは全てのものについて考えていかなければいけないと思えますし、それと合わせた形というわけではないんですけども、トータル的な部分での見直しといいますか、それもやっていかなければいけませんので、事業については、本当にこれまで以上に厳しく精査をしながら取り組んでいかなければいけない時代になってくるというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

もう一つ、同僚議員の質問に対する答えで、非常に心に深くとどまった言葉があります。

この施設に関してですけれども、施設を建設することで終わるわけではないと。その施設が完成したからにぎわいが、それはちょっと語弊があるかもしれませんが、それでにぎわいが取り戻せるという、そういう簡単な話でもない。その後も大変重要であると、そういうプラス思考の発展的なお答えをいただいたと私考えております。

地域全域これから10%の削減目標、統廃合というものもあるんですけども、減らしていくことイコールマイナス思考であってはならないと思うんです。減らして、機能をしっかり集約して、それを輝かせ生かしていくというプラス思考で考えていくべきだ

と思うんです。そういう意味で、町長の言葉が深く残りました。

もう一回、施設単体で完結しない、その先があるということを、もう少しちょっと補足説明をいただきたいんですけども。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりというものにつきましては、そういった設備というか、それももちろん大事なことではあるというふうに思いますが、それがあれば完結するということではもちろんなくて、そういったものを活用しながら、皆さんと一緒にさらなる、プラス思考といえますか、のものを持っていかなければいけないと思います。

やっぱり、そういった取組につきましては何でもそうなんですけれども、一つのものが出来上がった、さあこれからこれを活用して、みんなで協力しながら、次のステップに行くための材料といえますか、それで回るわけですので、これはできて終わりじゃなくて次のもう一歩上といえますか、ステップアップするための一段階というふうに考えておりますので、事業というのは全てそういうふうに思っているところでございますが、スクラップアンドビルドというかマイナスにするのではなくて、それを精査をしながら、よりよい効果的な、効率的なまちづくりということでございますので、プラス思考でこれはしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

1 要旨目で、施設の持つ本来の本旨の意味と、それから 2 要旨目で、その施設が備わることで町全体が波及効果で輝いていくという力強いお答えを 2 ついただきました。

3 要旨目に入ります。

ちょっと堅苦しく図書館法 2 条の定義なんて言ってしまったんですけども、その中をかみ砕いてちょっと読んでみたいと思います。

先ほど「知の文化」というお答えを掘り下げてお話をいただいたんですけども、こ

の定義に書かれているとおり「図書、それから記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存し」とあります。

まず、この前半の部分、掘り下げて読み込んでみたいと思うんですけども、いわゆるそれらの媒体というのは、「知の文化」の本旨となるその知の資源であります。もちろんその中には、記録その他の資料に町の公文書というものも当然含まれていると思います。それを収集、整理、保存し、その収集というところは、もう大和町の、今、時代を重ねたこの文化の中では収集という言葉も私は生ぬるいと思っていて、一刻も早く救出しなきゃいけない情報や、そういう大事なものというのがたくさん町中にちりばめられて、今でも維持されて残っていると思うんですけども、その中で、そういう大事なもの、一つの、公文書も含めて収集、整理、保存するということ、町長、それは今の行政としてどの程度できているというふうにお思いでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

公文書とか町のものにつきましては、当然しっかりできているというふうに思っております。あと文化的なものにつきましても、町で把握している部分につきましてはそういった形でできているというふうに思いますが、まだまだ把握し切れていないというんでしょうか、そういったところも気づかないところもあるかというふうには思っております。

どの程度と言われますと、ちょっとそこまでのなかなか数字的なものは分かりませんが、いわゆる、さっきも言いました、繰り返して、公文書とかそういったものについては間違いなくきちっと整理されている、あとは町のそういった様々な歴史、文化につきましては、今の段階で整理されている部分がありますけども、まだ未発掘といいますか、そういった部分もあるのではないかというふうには思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

さらに、後半を読み進んでいくんですけども、「一般公衆の利用に供し」、この部

分です。いわゆる図書館というのはただの本棚ではなくて、レンタル本屋ではなくて、しっかりまとまっている先人の知識や、体系、それは町そのものだと思うんですけども、それを町民の利用に供するような体制までしなければいけない。いわゆる人と本をその場所で結びつけなければいけない、求めに応じてしっかり結ばなきゃいけない、人と本、人と人をしっかり結ばなきゃいけない。

そういう意味では、よく図書館を比較するときには大きさ、特に蔵書数で比較したりするんですけども、私は逆に物ではなくて、図書館の本旨は人であると思います。いわゆる図書館の専門員、司書という存在が、図書館のよしあしに非常に大きく関わっていくものだと思います。

なので、図書館一つ造るのは大変骨の折れる、非常にセンスの要ることだとも思うんですけども、司書を置くということについて、町長、これも新しい人員の獲得であり、新しいセンスを打ち出していくこと、そして、先人の知識をしっかりその司書を通して町民に供していくという、非常に大きなこれも一つの仕事になると思うんですけども、その司書の存在ということについて、図書館の形だけではなく、その中身の運営について、司書を通して何かお考えがあればちょっとお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

司書さんを通してということですが、図書館があればということもおかしいですけども、当然司書が必要だというふうに思っております。必要といたしますか、いてもらってやるべきだと思っております。

今、小学校のほうでもいろいろ図書支援員の方が来てやっていただいておりますけれども、司書の方もおいででございます。そういったところでも実際目に見える成果が出てきておまして、いろいろな形での評価も上がっているところでございます。司書という役割につきましては大変大事だというふうに思っておりますので、こういった施設につきましては、そういった専門の方に入ってもらいながらやっていくというのはとても大事なことだと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
児玉金兵衛君。



2 番 (児玉金兵衛君)

3 要旨目は図書館法についてでございました。

図書館法というからには、それは裏を返せば権利でございます。一般国民の権利であり、町民が本来有すべき権利であります。図書館という施設がないことによって、知る自由とか知る権利とか、情報にアクセスしてそれを人生に生かしていく自由、権利というものがないから皆さん感じないんですけども、大和町民にはそれが今欠けていると思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現在、図書館という形では大和町はないところでございます。そういった意味では、まだまだ不足の部分はあるというふうに思いますが、今まほろばホールの方でやっている部分がございますので、まだまだ不足している部分があるということは感じておりますけども、全く今ゼロではない。これまでもやってきているということであり、今後もっと充実していきたいというふうに考えます。

議 長 (高平聡雄君)

児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

では、1 件目の締めに入りたいと思います。

3 つの要旨を通しまして、今回のにぎわい創出プロジェクトが、いかに大和町のこれからの発展に重要なプロジェクトであるかということを確認させていただきました。それで、まず第 1 番目に打つくさび、図書館というものの本旨と、それからそれがその後及びぼす大きな影響というものも確認させていただきました。あとは、それを町民主役のまちづくりとして、町が一方的に進めるのではなく、町長おっしゃるとおり、大和町中の町民の皆さんの意見を聞いて、それをしっかり一緒になって協働して後押ししていくという流れも十分理解いたしました。

ただ、私、最後一つ申し上げたいんです。これ、私独自のセンスになってしまうか

もしれないんですけども、町長、もう20年以上まちづくりに長く関わっていらっしゃって、これは1 要旨目にも関わるんですけども、一つの施設の中に、町民のニーズも含めて、あと、今おっしゃられた町長の理想も含めて、全て押し込んでしまうのは、今までの町長の経験とか、人生とか、町に関わってきたその深さからいってとてもスケールが小さいんじゃないかなと私思います。

目の前には、古くから伝わる宿場町と、それから、今までまちづくりの最前線を担っていた商店街があります。一つの施設の中に図書館機能のついた多目的施設と小さく収めてしまうのではなくて、この場合、私提言したいんですけども、図書館を擁する多目的な商店街、図書館を有する多目的な宿場町、いわゆる町の中心というのは昔から多目的であり、コミュニティーも、自由自在に何でも取り入れられるコミュニティーの中心、そういう空間なんだということを、今回のプロジェクトを推進する中で、町民の皆さんに改めて、地元の皆さんにはその誇りを取り戻していただいて、新しい住民の方にはその価値を皆さんに教えていただきたい。それを我々も一生懸命町民に伝えて後押ししていきたいと思っております。

最後に一言お願いします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ありがとうございます。今回のこのプロジェクトにつきましては、おっしゃるとおりの話、内容で進めております。

まちづくりというのは、おっしゃるとおり、それが一つあればいいというものではないですし、総合的に広がっていくのだと思っております。そういった意味では、多目的な町といいますか、そういったことが大事だというふうに思っています。

今後も、まちづくりににつきましては、そういった意見も聞きながら取り組んでいきたいというふうに思いますし、決してこれだけで完結するというふうには思っておりませんし、そのことによって、当然いろんな形の環境整備といいますか、あるいはそのまちづくりが動き出すというふうに思っておりますので、そこに押し込むのではなくて、そのことによって次の展開ができるような事業にして取り組んでいきたいというふうに思っております。

議 長 (高平聡雄君)

児玉議員、ここで休憩を挟みたいと思います。

暫時休憩します。再開は午前11時10分とします。

午前11時01分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

前半ご答弁は、常日頃おっしゃっていらっしゃる町民主役のまちづくり、それから、まちづくりには終わりが無いということを改めて確認いたしまして、1件目の質問を結びます。

2件目に入ります。

2件目に入ります前に訂正がございます。通告の3要旨目にあります、氣仙屋というふうに私通告で書いたんですけども、渡辺屋の誤りでございます。富谷村の茶師、渡辺源内のことでございます。渡辺屋に訂正いたします。浅学非才の身を恥じて、改めて訂正させていただきます。

2件目です。茶どころ復活を。

豊かな自然と文化を生かし、人と人をつなぐにぎわいのまちづくりの実践として、休耕田や耕作放棄地を活用した茶どころ復活プロジェクトの実践可能性について、町長の考えを伺います。

1要旨目、静岡県島田市、東海道島田宿は、日本有数の茶どころであります。島田飴まつりで結んだ文化交流のご縁を、お茶栽培など特産品開発の提携につなげては。

2要旨目です。2016年、宮城大学生参加によるまちづくりコンテストを実施しました。最優秀賞に、製茶業の6次産業化による地域ブランド復活戦略を選定しました。この戦略を同大学との地域づくり連携協力の下実行しては。

3要旨目、富谷新町、奥州街道富谷宿は、かつて奥州街道随一の茶どころを共に誇ったゆかりの地であります。渡辺屋と菅原屋の絆は、絶え間なく両自治体の未来を照

らしています。今まさに富谷市を挙げて取り組んでいる富谷茶復活プロジェクト、これを手本とすべきではないでしょうか。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの、豊かな自然と文化を生かし、人と人をつなぐにぎわいのまちづくりの実践として、休耕田や耕作放棄地を活用した茶屋復活プロジェクトの実現の可能性について、お答えをいたします。

1 要旨目ではありますが、静岡県の島田市との交流につきましましては、島田市で行われております島田齧まつりと、本町の島田飴まつりとの島田つながりがきっかけで、令和元年度に開催した島田齧まつりに本町の島田飴まつり伝承会が参加しましたことから、本町の島田飴まつり花嫁道中に島田市長にご参加をいただき、交流が始まり、さらに交流を深めようとする中、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして双方のお祭りが中止となり、交流も一時中断をしております。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況等を注視しながら、まずは祭りを通じて結んだ文化交流のご縁を強固なものにしていきたいと考えております。

また、本町の特産品として、お茶の開発につきましましては、令和元年度に塩竈市の矢部園さんに製造を依頼した緑茶「春風」があり、吉岡宿本陣案内所で販売を開始しております。

この「春風」のパッケージに書かれている文字は、吉岡宿本陣案内所に展示している茶銘看板「春風」の書体を使用し、背景には七ツ森をデザインしておりますことから、町の観光を後押しする、この「春風」の販売に力を注いでまいりたいとも考えております。

次に、2 要旨目についてお答えをいたします。

2016年、平成28年に開催しました、宮城大学生によるまちづくりコンテストは、町の課題解決と活力ある地域づくりに寄与することを目的として、コンテスト前年に宮城大学と連携協定を締結した事業の一つとして実施したものでございます。

コンテストには、8 チーム、総勢46名の学生の方々が参加しまして、学生自ら町内を歩き、地域の魅力や隠れた資源を掘り起こし、調査研究を行い、ふだん大学で学ん

でいることを実際に活用しながら、学生らしい自由な発想でまちづくりプランを提案いただきました。

コンテストでは、当時映画化されました「殿、利息でござる！」からヒントを受けたプランが多く見受けられ、その中でも、映画にも登場しました菅原屋篤平治が、県の下5つの銘茶を提案した学生たちが学んでいる発酵技術と、町内の耕作放棄地を活用して製茶業を復活させ、6次産業化を図る提案が最優秀賞に選出されました。

町では、その提案を受けまして、町内の茶畑の有無や、過去に栽培を行ったことがあるか等について関係機関への聞き取り等を行いました。茶畑は残っていないこと、また経験された方もおられなかったこと等もあり、実現に至らなかったものでございます。

次に、3要旨目でございます。

吉岡は、富谷市とともに、江戸時代には茶の一大産地であったことが知られており、当時の仙台藩の産業振興策の一つであったと考えられています。奥道中歌には「国分の町よりここへ七北田よ 富谷茶のんで味は吉岡」と詠まれるなど、多くの人に親しまれてきたと思われまます。

富谷市の富谷茶復活プロジェクトは、近年まで栽培を続けておられました渡辺屋さんと平成29年に覚書を結び、残された茶畑の在来種から再生させること、さらに、地域活性化の就労機会の創出を目的として、平成30年に本格的にプロジェクトがスタートしたと伺っております。

ご質問の、本町においても同様のプロジェクトにつきましては、その可能性について関心がありますが、さきに答弁いたしましたとおり、本町には茶畑が現存せず、経験者もおられなかったことや、栽培可能な場所の選定等種々課題があると、このように考えております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

ご答弁をいただきまして、再質問を開始いたします。

まず、ご答弁今いただきました渡辺屋は、そこは氣仙屋で、いいところなんでございます。そこが歴史をしっかりとめていないとなかなか錯綜してしまう、私も日々

勉強なところなのでございます。

それでは、1 要旨目から入ります。島田市との交流です。

まず、よく味わっていただきたいんですけども、元江戸時代からのお茶の産地だという、そのお茶というキーワードでこれだけご縁がつながるといふか、大和町にあるそのお茶というキーワードは、まさに縁結びのお茶だということでございます。その縁結びのストーリーを3 要旨にまとめたつもりでございますので、私としては3 本の茶柱を立てたつもりなので、味わっていただきたいと思います。

まず、1 要旨目から入ります。

平成30年、いわゆる島田市長を迎える前の年の島田飴まつりの準備のときに、事の発端を話しますけども、一生懸命、飴工場地域のお母さんたちと連日島田飴を作っている中で、お昼も一緒に囲むわけなんですけども、賄いといふか、ご飯もお母さんが交代で作ってくれるわけなんです。賄いを作ってくれるお母さんの地元が浜松の三ヶ日なんです。その季節おいしい白菜を工場で頑張っている皆さんでお食べということ、三ヶ日から送っていただいた白菜を包んでいた新聞紙、それが一面、すばらしい島田髷を結った娘さんたちの行列するあでやかな姿をカラーで写した、島田髷まつりの特集だったわけなんです。

私はそれを見てびっくりしまして、みんなでそのお昼休みはたくさん盛り上がったわけなんですけども、その年の島田飴まつりに取り組みながら、スタッフみんなで、これは本当にささやかな出会いといふかきっかけだけでも、これはこの町にとって将来大きな財産になるのではないかとみんなで協議しまして、そして、平成31年、令和元年度の島田まげまつり、9月の第3日曜日だったと思うんですけども、そのタイミングを見計らってスタッフを派遣いたしました。

ちょうど宮城県と静岡の防災協定で、各地方新聞社が非常によい連携をしていたという後ろ支えもありまして、よく話をつないでいただきまして、一町民の立場ながら、島田市、それから島田まげ祭り実行委員会の皆さんに非常に歓待をいただきまして、そしてその返礼として、島田市長はじめ伝承会の皆さんを、町長はじめスタッフの皆さんのお助けがあつて無事迎えることができたといういわれでございます。

ささやかなきっかけなんですけども、ここまで人の行き来、ここまで人的交流まで広がったご縁を、縁結び、お茶というキーワードを、ぜひ大和町の強みとしてこれから大きく発展させていただきたいと思います。

1 要旨目はお茶がテーマだけに、非常に虫のいい話だったかもしれませんが、そこはコロナのこともございます。丁寧に、状況を見て、あちら側の対応もしっかり

考えながら、ぜひ、お祭りの交流だけじゃなくて、それをやっぱりまちづくりの様々な分野まで生かしていただきたいんですけども、もう一回ちょっと町長に重ねてご答弁をいただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

島田市とのご縁につきましては、今議員お話しのとおり、私も、新聞を見てお気づきになって、それで早速島田に行つてという話を伺つておりました。

島田の市長さんもこちらに来てもらいまして、あのときも一日、道中にずっとお付き合いをいただき、着物まで着てもらつて、私も一緒に並ばせてもらいました。市長さん、あのとき、お祭りにこんなに長時間参加したのは初めてですとおっしゃつていまして、島田市でもああいう形での参加はないんだそうでした、感激して帰られたのを覚えております。

その後いろいろ交流といいますか、あつたところがございますが、残念ながらそのとおりコロナで、その後の具体的な活動というのはちょっととどまっているところがございます。ただ、これだけの縁がございますので、おっしゃるとおり、このご縁は大切にしたいというよりも、続けていかなければいけないだろうなというふうに思つております。

いろんな交流の仕方があろうかと思いますが、まだそこまで、具体のお話もまだ進んでいるところではございませんので、まず今、島田髷、島田飴という交流が始まつたことがございますので、まずこの祭りでのつながり、文化でのつながりをしっかり進めていきたいと思つますし、そのことでいろんな物産の交流とか、そういったことも出てくるかもしれません。幅広いお付き合いをさせてもらいたいというふうに思つておりますので、そのことが、今後の両市町あるいは産業にいい影響が与えられれば大変結構なことだと思つますので、町としてもそういったことに取り組んでまいりたいというふうに思つます。

議 長 （高平聡雄君）  
児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

ご答弁いただきました。

ご答弁にありました、では今はどのように特産品開発を我が町ではしているかというところで、塩竈の矢部園さんとのご縁のお話をいただいたんですけども、先ほど、1件目と同様です、執行部と矢部園さんのご縁でその商品を開発するだけってとても小さいです。ぜひ一般町民、我々もしっかり巻き込んで、もっとみんなのお茶が、みんなの縁結びだというのをうまくアシストしていただきたいと思います。

2件目に入ります。宮城大との今度ご縁の話です。そのまちづくりの担い手を結ぶお茶のお話をしたいと思います。

まず、2016年、吉岡の宿場400年の節目の年に、宮城大学と、まちづくりの専門大学です、まちづくりと協定を結んで、我が町の強みの一つとして、そういう連携協定を結んだことは非常に喜ばしいことだと思います。そしてそのまずスタート記念としてまちづくりコンテストを開いたと。そして、若い感性がどんどん大和町に入ってきて、大和町のことを調べ、このとおり、多岐にわたるいろんな角度からのまちづくりプロジェクトが発表されたということも喜ばしいことだと思います。

これはもったいない。何で続かないんですか。毎年やってもいいんじゃないでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この宮城大との連携という意味でのことといたしますか、コンテストにつきましては、そういったことでその1回限りということでスタートしたわけではないんですが、提携をした中での結びつきの一つの結果として出したということで、宮城大学のほうと打合せをしながらやったところでございます。

その後続いていなかったということはあるわけですが、このことにつきましては宮城大学の考え方もあるというふうに思いますので、その辺は、向こう側の考えも聞かなきゃいけないというふうに思います。

取組につきましても、ある程度そのときの担当の方の思いといたしますか、そういったこともあってのことがございました。こういったことは大事なことだと思いますので、引き続きやるということも一つの方法だというふうに思います。



コンテストだけではなくて、宮城大学さんとは様々な形での交流、議会のほうでもいろいろやっていただいているようだと思いますけども、そういったこともやっておりますので、その事業の一環として今後こういったコンテストと、そういったものにつきましても、提案をする等、お互いの意見交換の中でそういったことがあったらいいと、今後もやってみようということであれば、そういったことを積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。宮城大学さんといろいろ打合せをさせてもらいたいと思います。

議長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

そうですね。常に本町は、いろんなプロジェクトで宮城大との接点は日常茶飯事にあるわけ、チャンネルはいつも開かれているわけです。それをうまく利用させていただいて、学生たちがどんどん大和町のまちづくりに関わっていただく機運を盛り上げていただきたいと思います。

もう一つ、2 要旨目のご答弁、気になったところがありまして、やはり優秀賞に輝いた製茶業の6 次産業化のプランがなかなか本町では根づかなかったということの理由に、まず茶畑が現存していないということと、それから製茶業を経験された方がいらっしやらないという、そういう残念なご答弁をいただいたんですね。先ほどから私、強調しているんですけども、我が町の強みの縁結びということに垣根はないですね。自治体の垣根もないし。なので、本町にないのであれば、外のご縁で求めればいいと思うんですね。塩竈の矢部園さんもそのお一人だと思います。

1 要旨目で出てきました島田市、お茶の産地なんですけども、当然その大企業があります。そのうちの 하나가原田製茶。製茶業では国内で第2 位、大体国内の茶葉生産の9 %、10 % ぐらいを担っている島田市の企業でございます。1 位は有名な伊藤園でございます。

それで、原田製茶も今のSDGs の流れとかを取り入れまして、持続可能な農業への取組、環境に優しい農業を目指しております。例えば耕作放棄地の問題とか、農家さんの担い手不足の問題、そして、自分たちの業界としては、今後安定的に茶葉の供給が得られるかどうかという問題をいろいろ取り混ぜて解決する中で、自治体とかそれから県の垣根を飛び越えて、いろんなところに、農家さんに茶葉の栽培方法を伝達

したり、ノウハウを教えたり、その出来上がったお茶を買い取ってあげたりとか、そういういろんな意味で支援をしております。それを一口で言うと、今伊藤園さんが茶産地育成事業というものを取り組んでいます。

こういう企業、我が町も企業立地に強い町なんですけども、企業との協同、企業との連携みたいなものも、このご縁を使って大いに取り組んでみてはいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

企業との連携ということにつきましては、このお茶ということに限らず、そういったことは大事なことだというふうに思っております。そういった形での連携ができて、新しい産業が起きるとかそういったこと、また取り組んでいくというか、そういったことは大事なことだと思っております。

お茶とかになった場合にはいろいろ生産するに当たっての、生き物でございますので、いろんな環境の問題とか、そういったこともあろうかというふうに思いますので、一概にここでというのができるかどうか分かりませんが、お茶が、やるとした場合に例えば農家の皆さんと一緒に手を組んでやっていくというような形にもなってくるといふふうに思いますし、やはり、そういった部分での整理といいますか、町としての考えの整理も必要だというふうに思います。

今、その原田製茶さんですか、とかの情報もいただきましたけれども、いろいろそういったことも考えながら、お茶が今後町のために非常に縁のある産物だというのは私も承知しておりますけれども、産業としてやっていくためにはどういったことが必要なのか、どういったことが大事なのか、そういったことも併せながら考えていって取り組む必要もあるのではないかとこのように思います。

議 長 （高平聡雄君）  
児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

縁結びのお茶、それから若い担い手を育てるお茶、そして、企業ともつながるその垣根を越える縁、そういうお茶ということをご提案させていただきました。

地元の若い農家が、こういうご縁で気づくところがあり、立ち上がってみんなと一緒にまちづくりができれば最高だななんていう希望も込めながら、3要旨目に入ります。

3要旨目のストーリーは、郷土愛のお茶でございます。志のお茶と言ってもいいでしょう。

富谷市も、ご答弁にあったとおり、これは氣仙屋です。氣仙屋さんの屋敷の中にある、本当にささやかに咲いていたお茶の木を殖やして、それを、町内9か所でしたか、茶畑、茶園というものもあるでしょうが、例えば交流スペースの一角であり、学校であり、いろんなどころに分散して、みんなで手植えをして大事に大事に育てて3年目になります。

令和4年度はそろそろ、取れたお茶を例えばイベントとか、そういうものに試飲として供せられるレベルになったと聞いております。令和5年、令和6年、令和7年にかけて少しずつ製品化して、最終的には富谷市の代表するペットボトルのお茶ぐらいは行きたいなという希望も、この前記事に載っておりました。

そういう地元根差した文化、それをそのままいろんなご縁を使って、地域のみんなで起こして行って、それを現代によみがえらせる。これ以上の町おこしはないと私は思いますが、町長いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
地域の文化を掘り起こすなり、現在やってあるものでもですが、そういったものを活用しながら地域おこし、地域の活性化を図るということは、大変素晴らしいプロジェクトといたしますか、考え方だというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）  
食文化の再生、私たちの町にも、かつて食改さんたちが作ったおぼんざいという非常に重要な郷土食をまとめた冊子もございますけども、食文化もこれから教育も含め

て重要な文化の一つ、なくしちゃいけないものになってくると思います。

お茶の話だけに、町長はもしかして二番煎じは嫌だと思っているかもしれないんですけども、富谷市にできて我が町にできないということはないと思います。そして、ともに同じ共通のご縁、共通のお茶というキーワードで切磋琢磨することによって、七ツ森の麓をお茶の緑でいっぱいにすることもできるのではないかなと私は思っています。

次の時代を担う子供たち、今一生懸命新しい学校のカリキュラムで、地域探究ということがございまして、今までは小学校がお付き合いの中心だったんですけども、特に、中学校、高校ですね、高校生が地元の郷土史を調べたり、地元の文化を担っている人たちを訪ねて取材をしたりされています。次の時代ということも踏まえて、1件目と同じなんですけども、終わりのないまちづくり、そして町民がどんどん盛り上がっていきまちづくりに向けて、こういう食文化を興していくというのも大事なのではないかと思います。

垣根のない、縁結びのお茶ということをテーマに3つの要旨で表しましたけども、町長、このストーリーをゆっくりでいいのでちょっと心にとどめていただいて、これからのまちづくりに町民目線で、盛り上がるまちづくりに、ぜひ、きっかけですね、きっかけづくりに取り組んでいただきたいと思います。最後に総括として一言お願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町の文化というものにつきましては、大変大事なものだというふうに思っております。いろんな文化があるわけですが、その中で食文化、そういったこともありましょう。

食文化といえば、おっしゃるとおり、前、食改さんのほうで町の本を、立派な本をつくって皆さんに見てもらった経緯がありました。あのときに、ああこういうのもまだあったんだなというような、我々は子供の頃は食べたことがあったような気もしますが、いざ作ってくれと言ったときに作れる人がいるんだろうかと思ったり、そういったことがあります。

文化を継承しながら若い人たちにそういったものを伝えていく、お茶もそうですけ

れども、そういったことは非常に大切なことというふうに思います。新しい時代、どんどん新しいことが出てくるんですが、私が言うこと、古きよき時代といいますか、懐かしい未来という言い方もするんですが、そういったことで、いいものはきちっと残して伝えながら、新しいことに取り組んでいくということが大切だというふうに思っております。

今いろいろご提案もいただきましたので、そういったことも含めて、今後、よりよい町のために何が必要なのか、一緒に考えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛議員、時間が経過していますので端的にお話してください。

2 番 （児玉金兵衛君）

まちづくりに終わりはないというのであれば、毎日いつでもスタートできるわけがあります。これからのまちの発展を祈念いたしまして、質問を閉じます。ありがとうございます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で児玉金兵衛君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

日程第3 「議案第49号 仙塩広域都市計画事業大和町吉岡西部土地区画整理事業の施行に関する条例」

日程第4 「議案第50号 大和町空家等対策協議会条例」

日程第5 「議案第51号 大和町水道事業審議会条例の一部を改正する条例」

日程第6 「議案第52号 令和4年度大和町一般会計補正予算」

日程第7 「議案第53号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

日程第8 「議案第54号 令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第49号 仙塩広域都市計画事業大和町吉岡西部土地区画整理事業の施行に関する条例から、日程第8、議案第54号 令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第49号、仙塩広域都市計画事業大和町吉岡西部土地区画整理事業の施行に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、現在進めております大和町吉岡西部土地区画整理事業の整備につきまして、土地区画整理法第3条第4項の規定に基づき、公共団体施行として進めるに当たり、同法第53条第1項の規定に基づき条例を定めるものとし、併せて同条第2項の規定により本事業に必要な事項を定めるものでございます。

初めに、第1章は総則に係る条項でございます。

第1条につきましては、条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、事業の名称を定めるもので、仙塩広域都市計画事業大和町吉岡西部土地区画整理事業とするものでございます。

第3条は、施行地区に含まれる地域の名称で、全部が含まれる字名は2、一部が含まれる字名は9、合わせて11の字名が施行地区に含まれるものとなっております。

第4条事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定いたします整備する目標とそれに伴う施設整備について定めるものでございます。

第5条は、事務所の所在地で、事務所について大和町役場内に定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第2章は、費用の負担に係る条項であります。

第6条は、費用の負担は費用に要する収入となるものを定めるものとし、保留地の処分金、公共施設管理者負担金、国庫補助金及びその他の収入となるものでございます。

第7条は、保留地の処分の方法について定めるもので、第1項は競争入札、抽選、随意契約により売払いを規定したものでございます。

第2項は、処分に際して条件を付することを定めたものでございます。

第3章は、法第56条に基づき土地区画整理審議会の設置に係る条項であります。

第8条は、審議会の名称を定めるものとしたしまして、仙塩広域都市計画事業大和町吉岡西部土地区画整理審議会とするものであります。

第9条は、委員の定数について、施行令第18条の規定によりまして、本地区が50ヘクタール未満に該当いたしますことから定員を10名とするものでございます。

第2項は、定数のうち所有権者と借地権者からの委員の数を定めるもの、第3項は、定数のうち法第58条の規定によりまして学識経験者の数を2名とするものであります。

第10条は、委員の任期を5年と定めるもの。

第11条は、立候補制について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

第12条は、予備委員について定めるもの。

第13条は、当選人と予備委員となるために必要な得票数について、公職選挙法第95条第1項第3号の規定を準用して定めるものでございます。

第14条は、予備委員からの補充について定めるもの。

4ページをお願いいたします。

第15条は、委員の補欠選挙について定めるもの。

第16条は、学識経験委員の補充について定めるものであります。

第4章は、地積の決定の方法に係る条項であります。

第17条は、基準地積について定めるもの。

第18条は、基準地積の構成について定めるもの。

第19条は、施工者実測について定めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第20条は、按分による構成について定めるもの。

第21条は、基準日後の分割について定めるもの。

第22条は、所有権以外の権利の目的となる宅地の地積について定めるものでございます。

第5章は、評価に係る条項でございます。

第23条は、法第65条の規定によりまして評価委員の定数を定めるもので、評価委員は3名とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第24条は、宅地の評価について定めるもの。

第25条は、権利の評価について定めるものでございます。

第6章は、清算に係る条項であります。

第26条は、清算金の算定について定めるもので、清算金の額は、従前の価格と換地後の価格の差額となるものでございます。

第2項は、換地を定めない場合の清算金を定めるものでございます。

第27条は、清算金の徴収または交付の通知について定めるもの。

第28条は、清算金の相殺について定めるもので、清算金を徴収と交付があるときには相殺するものでございます。

第29条は、清算金の分割徴収交付について定めるもので、総額が1万円以上のときに適用するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2項は分割納付について、第3項は分割の期限と回数について、第4項は分割に係る利子について、第5項は分割の期限と回数の特例について、第6項は分割の対象者に変更が生じたときの届出について、それぞれ定めるものでございます。

第30条は、分割計算について定めるもの。

第31条は、清算金の繰上げ納付。

第32条は、清算金の繰上げ徴収について定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第33条は、督促手数料及び延滞金について定めるもの。

第34条は、延滞金の計算について定めるもので、督促額に、法第110条第4項の規定に基づき所定の率を乗じて得た額とするものでございます。

第2項は延滞金の端数処理を定めたもの、第3項は延滞金の減免を定めるものでございます。

第35条は、仮清算金への準用について定めるものでございます。

第7章、雑則に係る条項でございます。

第36条は、権利の申告または権利の変動の届出の受理の停止については、法第85条第4項の規定により一定期間の受理を停止するもので、第1項は換地計画に関するもの、第2項は土地区画整理審議会委員の選挙に関して定めるものでございます。

第37条は、換地処分の特例について定めるもの。

第38条は、委任について定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

附則でございます。



1 としまして、施行期日を、本土地区画整理事業の事業計画の決定の公告を行った日と定めるものでございます。

附則の2でございます。大和町特別会計条例の一部改正。大和町特別会計条例の一部を次のように改正するものでございます。表右側が改正前、表左側が改正後となるものでございます。

第1条、設置に関する条項に、第8号といたしまして、大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計を追加するものでございます。

附則の3でございます。大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

10ページをお願いいたします。

表右側が改正前、表左側が改正後となるものでございます。

別表の子ども・子育て会議の下段に大和町吉岡西部土地区画整理審議会の項を追加するものといたしまして、会長報酬については日額6,300円、委員報酬につきましては日額6,100円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

別表につきましては、第29条第3項に定めるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

それでは、続きまして、議案書12ページをお願いいたします。

議案第50号、大和町空家等対策協議会条例についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき大和町空家等対策計画を現在作中でございまして、同法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び策定後の変更並びに実施等に関係いたします事項についての協議を行うため、大和町空家等対策協議会について必要な事項を定めるものでございます。

第1条につきましては、協議会の設置について定めるものでございます。

第2条は、定義といたしまして、空家等、特定空家等の定義を定めるものでございます。

第3条は、協議事項といたしまして、記載の1号から3号までの事項について協議を行うものでございます。

第4条、組織等でございます。委員としましては、10人以内で組織するものでございます。

第2項は、委員としましては、町長のほか、地域住民、法務、不動産、建築、文化等の学識経験者、その他町長が必要と認める者から組織するものでございます。

13ページをお願いいたします。

第3項は、委員の任期について定めるものでございます。

第5条は、協議会の役員としまして、会長、副会長を置くものとし、第2項は、会長は町長をもって充てることとするもの、第3項は、会長が協議会の代表となるもの、第4項は、副会長は会長の指名によるもの、第5項は、副会長は会長に事故等があった場合には職務を代理するものと定めるものでございます。

第6条は、会議の方法について定めるもので、第1項は、会議は会長が招集し会議の議長となるもの、第2項は、開催については半数以上の出席が必要なこと、第3項は、議事について出席委員の過半数が必要となること、第4項は、必要がある場合は委員以外の者に出席を求めることができることを定めたものでございます。

第7条は、守秘義務について定めるもの。

第8条は、都市建設課が協議会の庶務とするものでございます。

第9条は、その他としまして、協議会の必要事項は会長が別に定めるものとするものでございます。

附則です。

1としまして、施行期日は公布の日と定めるものでございます。

資料14ページをお願いいたします。

附則の2でございます。大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものとしたしまして、表右側が改正前、表左側が改正後となるものでございます。

別表の都市計画審議会の下段に空家等対策協議会の項を追加するものとして、委員の報酬は日額6,100円とするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

上下水道課長、野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第51号、大和町水道事業審議会条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正につきましては、下水道事業会計が地方公営企業法の適用となったことから、水道事業審議会に下水道事業を含める改正を行うものであります。

大和町水道事業審議会条例の一部を次のとおり改正するものであります。表の右側が改正前、左側が改正後であります。

本条例の名称についてであります。改正前の「大和町水道事業審議会条例」に下水道事業を追加し、「大和町水道事業運営審議会条例」と改めるものであります。

第1条であります。設置等であります。改正前の第1条、目的と、第2条、設置を改めるものであります。

第1条としまして、「上下水道事業の管理者の職務を行う町長（以下「管理者」という）の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する重要事項を審議するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づきまして、大和町上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という）を置く」と改めるものであります。

第2条、組織であります。審議会の委員につきましては、12人以内で組織することに変更はないものであります。

第2項につきまして、改正前「町長が任命する」を「管理者が委嘱する」と改めるものであります。第2項（1）から（4）については、改正前の「給水区域内」を「町内」に改めるものであります。改正前、第3条第2項（4）の「消費者団体役員1名」につきましては削除とし、今回、（5）の「学識経験を有する者」について、改正前の2人から1人増といたし、3人と改めるものであります。

第3条、任期であります。改正前第5条を改めるものであります。委員の任期は3年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第2項につきましては、委員は再任されることができると改めるものであります。

第4条、会長であります。

16ページをお願いいたします。

第3項につきまして、改正前「事故あるとき」を「事故があるとき」に改めるものであります。

第5条、会議であります。第1項につきまして、改正前「審議会は会長が招集する」を「審議会の会議は会長が招集し、議長となる」に改めるものであります。第3

項については、改正前「会長」を「議長」に改めるものであります。

第6条、報酬及び費用弁償と、第7条、庶務につきましては、変更はないものであります。

第8条、雑則につきましては、改正前「町長」を「管理者」に改めるものであります。

附則になります。

1であります。施行期日であります。この条例は、令和4年7月1日から施行するものであります。

附則の2、経過措置であります。この条例の施行の際、現に改正前の大和町水道事業審議会条例第3条第2項の規定により任命された委員である者の任期は、同条例第5条第1項の規定にかかわらず、そのときにおいて満了とするものであります。

附則の3です。大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例。昭和31年大和町条例第16条の一部を次のとおり改正するものであります。

17ページをお願いいたします。

別表関係であります。特別職の職員で非常勤の者の報酬につきまして、改正前の機関名「水道事業審議会」を「上下水道事業運営審議会」に改めるものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

午後0時01分 休憩

午後0時59分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長、菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、午後の部もどうぞよろしくお願いいたします。

議案書の18ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和4年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書第3号につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第52号、令和4年度大和町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2億4,689万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を127億8,154万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条、債務負担行為の補正は追加でありまして、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条、地方債の補正は追加でありまして、第3表地方債補正によるものでございます。

それでは、議案書の21ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正につきましては、追加でございます。

地域福祉計画、地域福祉活動計画中間評価及び改定業務につきましては、4年度中にアンケート調査等を実施いたしまして、5年度に本業務の改定を行うものでございます。事業の期間及び限度額は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

第3表地方債補正につきましては、追加でございます。

初めに、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、総合体育館屋上防水工事費でございます。限度額は事業額の90%となる8,890万円でございます。

次の補助災害復旧事業債につきましては、町道3路線の災害復旧事業でございます。国の補助が3分の2となっておりまして、3分の1に当たります440万円を計上いたしております。合計は9,330万円でございます。そのほか、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書第3号の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

16款1項国庫負担金につきましては、新たに3目として災害復旧費国庫負担金を設けまして、本年3月16日に発生した福島県沖地震の災害復旧工事の国庫負担金として895万3,000円を計上するものでございます。

次に、2項2目民生費国庫補助金の4節につきましては、住民税非課税世帯等臨時

特別給付事業費といたしまして、コロナ禍により令和4年度に家計が急変し、住民税が非課税となる世帯に10万円を給付する事業でございます。

次の8節につきましては、説明欄の1つ目でございます子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、低所得の子育て世帯に対しまして、児童1人当たり5万円を給付するものであり、1,750万円を計上するものであります。

2つ目の事業費につきましては、同事業に要します職員の人件費、郵送料等の事務費でございます、49万6,000円としてございます。

17款2項県補助金につきましては、新たに9目商工費県補助金を設けております。この事業につきましては、令和4年度予算の1号補正で、事業安定化補助事業費として約5,500万円の歳出予算をお認めいただいておりますが、今回、宮城県から当該歳出事業に係る補助金として1,100万円が交付されるものでございます。

次に、19款寄附金につきましては、株式会社エコ革様から、3月16日の地震の被害のお見舞金として100万円のご寄附を頂いたものでございます。

次に、21款繰越金につきましては、歳入歳出の財源調整といたしまして7,377万8,000円を計上いたしております。

4ページをご覧ください。

22款諸収入5項雑入につきましては、町文化振興協会運営事業費精算金といたしまして591万6,000円の返還があるものでございます。

なお、詳細につきましては、公民館長からご説明させていただきます。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長、村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

ただいま財政課長よりご説明申し上げました一般会計補正予算の歳入でございますが、22款5項3目雑入591万6,000円につきましては、大和町文化振興協会事業費の令和3年度分精算金でございます。

別冊の議案第52号関係、令和3年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書も併せてご覧いただきたいと思っております。

別冊の1ページになります。

歳入総額が3,069万4,730円で、歳出総額が2,477万7,357円となり、歳入総額から歳出総額を差し引きますと591万7,373円の残額となります。

なお、別冊の2ページにつきましては、令和3年度の各事業別収支の一覧であります。

今回、差引き残額を令和4年度一般会計に戻入れするものでございます。

当初予算で科目設定としまして1,000円を計上しておりましたので、差額分591万6,000円を補正させていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長、菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、23款1項2目教育債につきましては、2目保健体育債といたしまして、大和町総合体育館の屋上防水工事に要します事業費として8,890万円を計上いたし、同じく5目災害復旧債の1節公共土木施設災害復旧債は、3月16日の地震によります町道3路線の道路橋梁補助災害復旧債として440万円を計上するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

総務課長、千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

それでは、引き続き事項別明細書5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項総務管理費1目一般管理費でございます。職員の退職手当組合への負担金、公務災害補償基金への負担金につきましては会計ごとに予算措置をしており、一般会計に所属する職員はこの一般管理費で一括計上しております。

今回、後ほどご説明いたします吉岡西部土地区画整理事業特別会計を設置するに当たり、事業に従事する職員2人分の人件費を特別会計において措置することといたしますことから、本科目から減額するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長、菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

同じく3目財政管理費でございますが、財政課でフルタイム会計年度任用職員1名を雇用いたしております。その者の業務内容に議会専用車の運転業務も含まれておりまして、土日、祝日または夜間の運転業務もございますことから、過去5か年度の運転時間の平均額を算出いたしまして、3節の時間外勤務手当等として7万4,000円をお願いするものでございます。

13目諸費につきましては、コミュニティー施設費といたしまして、3月16日の地震で被災いたしましたもみじヶ丘二丁目集会所の外壁修繕につきまして、補助金29万円をお願いするものでございます。

財政課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長、阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の22節につきましては、令和3年度中長期在留者居住地届出等事務委託費の確定により返還金が生じたものでございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課長、蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の事業内訳の社会福祉総務費325万6,000円は、令和元年に策定しております地域福祉計画、計画年数は10年でございますが、について令和5年度に中間評価を実施いたしますことから、住民意識及び地域ニーズ把握や地域特性の現況把握調査を令和4年度に行い、2か年で中間評価を行い、残り5年の社会福祉計画の改定も交えて計画書を作成するものでございます。

また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきましては、令和4年度において住民税が非課税となる世帯または家計急変した世帯で、令和3年度から臨時特別給



付金をまだ受給していない方への支給する事業でございます。

3節は、臨時特別給付金の給付に事務従事する職員の時間外勤務手当の増額補正をお願いするものでございます。

10節は、臨時特別給付金の給付に関わる事務用品コピー料金の増額補正をお願いするものでございます。

11節は、臨時特別給付金の給付に関わる確認書を送付する郵便料、口座振込手数料の増額をお願いするものでございます。

引き続き、6ページをお願いいたします。

12節は、地域福祉計画書の中間評価並びに一部改正を踏まえて、調査を委託する業務及び臨時特別給付金の給付に関わるシステムの業務委託の増額補正をお願いするものでございます。

19節は、住民税非課税世帯300世帯、家計急変世帯30世帯に対する臨時給付金の支給額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長、遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

2節から4節は虐待関連業務で、子供家庭支援員のフルタイム会計年度任用職員の配置に係る経費をお願いするものでございます。

22節は、令和3年度に実施いたしました子育て世帯への臨時特別支援事業費補助金の返還金を計上するものでございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費に要する経費でございます。支給対象者は、令和4年4月分児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者、直近の収入が非課税相当の水準に減収した家計急変世帯等でございます。

昨年度、同事業を実施しておりますが、令和4年度においても、要件に該当していれば今年度も支給されるものでございます。

3節は職員の時間外勤務手当を、10節は発送用の宛名ラベル等の消耗品を、11節は

通知等の郵送料と口座振込手数料を、18節は特別給付金として支給対象児童1人当たり一律5万円350名分を見込み、予算措置をいたすものでございます。

続きまして、5目児童館費でございます。

1節から8節は、児童館職員の会計年度任用職員をパートタイム勤務からフルタイム勤務に変更に対応するため、予算の組替えをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長、浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、7ページをお開きください。

6款1項2目商工振興費18節補助金につきましては、大和町地域でがんばる事業者応援事業であります。事業メニューである空き店舗活用支援事業におきまして現在3件の申請相談があり、当初予定件数との差額2件分245万円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長、亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、7款4項1目都市計画総務費でございます。

2節、3節、4節の人件費につきましては、9月から3月までの職員2名分につきまして、大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計に予算措置をするものとしたしまして、所定額を減とするものでございます。

次に、7款4項3目公園費18節負担金につきましては、大和町吉岡西部土地区画整理事業で行います公園整備に係ります公共施設管理者負担金に要します費用をお願いするものでございます。

7款4項4目土地区画整理費12節委託料につきましては、土地区画整理事業で整備いたします都市計画道路北四番丁大衡線に伴います、町道南金谷線等の付け替え工事に係ります現地測量並びに実施設計に要します費用をお願いするものでございます。

27節につきましては、大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計の繰出金について  
願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長、瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、9款5項1目保健体育総務費でございます。

8ページをお願いいたします。

14節につきましては、繰越事業として行いました大和町総合体育館改修工事実施設  
計に基づき、大和町総合体育館陸屋根部分の雨漏り改修のための屋上防水シート改修  
工事9,881万5,000円をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長、遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

続きまして、10款1項1目農林水産業施設災害復旧費でございます。去る3月16日  
の福島県沖地震の災害復旧に要する経費でございます。

18節補助金につきましては、各水利組合及び土地改良区等で災害復旧を行います農  
業用ため池、農業用排水機場等12施設の復旧に対しまして助成を行うものでござい  
ます。

同じく2目林業施設災害復旧費でございます。

14節は、林道高倉線の横断排水路の復旧に要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長、亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

同じく10款2項1目道路橋梁災害復旧費14節に係ります工事請負費でございます。  
3月16日に発生いたしました福島県沖を震源とします地震によりまして被災しました、  
国災害復旧事業の対象箇所となります町道大崎三ノ関線、長久保線、魚板兵士ヶ原線  
の道路災害につきまして、舗装の段差沈下によりまして舗装打ち替えや路肩再構築に要  
します費用についてお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長、菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、議案書の23ページをお願いいたします。併せまして、別冊の事項別明細  
書につきましては、18ページでご説明をさせていただきます。

議案第53号、令和4年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございま  
す。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ53万3,000円を追  
加いたしまして、予算の総額を1,168万7,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正に  
よるものであります。

それでは、別冊の事項別明細書18ページをご覧ください。

初めに、2の歳入でございます。

1款2項1目不動産売払い収入2節の流木売払い収入につきましては、吉田字檀の  
下地内の山林につきまして、吉田財産区の土地に升沢部分林組合が分収林契約を締結  
しておりました。その流木を升沢部分林組合が業者に売却いたしましたので、その代  
金につきまして、契約書で定められました2割に相当いたします53万5,000円を吉田  
財産区の収入として計上するものでございます。

3の歳出につきましては、2款1項2目財産管理費の24節積立金につきまして、歳  
入と同額を吉田財産区の財政調整基金に積立てするものでございます。

大和町吉田財産区特別会計につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお  
願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長、亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

議案書25ページをお願いいたします。

議案第54号、令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億600万円と定め、2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は債務負担行為であります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条地方債であります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

宅地造成工事につきまして、道路、公園、上下水道、宅地等の工事でございますもので、期間を令和5年度から令和9年度とし、限度額につきましては29億1,657万3,000円とするものでございます。

次に、調査設計業務につきましては、期間を令和5年度から令和10年度までとし、限度額は5億7,807万2,000円とするものでございます。

28ページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。

起債の目的ごとの限度額でございます。公共団体区画整理事業債といたしまして、補助事業対象分といたします1,210万円、土地区画整理事業債といたしまして1億3,740万円、合計いたしますと1億4,950万円とするものでございます。

起債の方法、利率償還の方法は記載のとおりでございます。

別冊の令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算事項別明

細書をお願いいたします。

20ページでございます。

歳入であります。

1款1項1目保留地処分金につきましては、科目設定でございます。

1款2項1目土地区画整理事業負担金1節につきましては、公園整備に係ります公共施設管理者からの負担金でございます。

2款1項1目土地区画整理費国庫補助金1節につきましては、都市計画街路事業といたしまして実施します北四番丁大衡線及び吉岡吉田線に係ります国庫補助金となります。

3款1項1目一般会計繰入金1節につきましては、都市計画道路事業町負担分職員給与等に係ります一般会計からの繰入金であります。

4款1項1目預金利子及び4款2項1目雑入につきましては、科目設定でございます。

5款1項1目土地区画整理事業債1節につきましては、公共団体区画整理事業債、2節につきましては、土地区画整理事業債の予定額を計上してございます。

21ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目総務管理費2節、3節、4節につきましては、9月から3月分までの職員2名分の人件費でございます。

1款2項1目土地区画整理事業費1節及び8節につきましては、吉岡西部土地区画整理審議会委員の報酬及び旅費となっております。

10節につきましては、コピー代等の消耗品でございます。

11節につきましては、地権者会開催時等の案内状に要します切手代と通信費となっております。

12節委託費につきましては、地区内の北四番丁大衡線、吉岡吉田線を含みます、地区内宅地造成に係ります実施設計業務費用でございます。

14節工事請負費につきましては、用水路切り回し工事及び仮設道路工事を含みます、地区内造成工事に係ります費用でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第49号から議案第54号までの説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午後1時30分です。

大変お疲れさまでした。

午後1時27分 延 会